

○横手市週休2日制工事実施要綱

令和6年3月7日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横手市（以下「発注者」という。）が発注する週休2日制工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 週休2日制工事 週休2日を確保する工事
- (3) 現場閉所 1日を通して週休2日制工事に係る元請企業の現場代理人、監理技術者、主任技術者及び作業員（建設工事に直接従事しない者を除く。）（以下「現場代理人等」という。）が当該週休2日制工事に係る作業に従事していないこと

(休日)

第3条 発注者から週休2日制工事を請け負ったもの（以下「受注者」という。）は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及び休日作業日に代わる現場閉所の日を休日作業日の前日までに監督員に届け出るものとする。

2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合において、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他のやむを得ない理由により監督職員の指示で行う作業

(週休2日制工事の指定等)

第4条 週休2日制工事は、別に定める工事を除き、特記仕様書において、週休2日制工事である旨を明示しているすべての工事で実施するものとする。

2 発注者は、週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合、週休2日制工事の指定を解除することができる。

(工期の変更)

第5条 発注者は、週休2日の達成のみを理由とする工期の変更は行わないものとする。ただし、工程の変更理由が受注者の責に帰することができない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期を変更するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。